

令和 8 年 第 4 回

松山市教育委員会臨時会

会 議 録

(令和 8 年 3 月 25 日)

議 事 日 程

| 日程順序 | 議案等番号 | 件 名 | 担 当 課 |
|--------|----------|---|-----------------|
| 日程第 1 | 議案第 7 号 | 松山市教育委員会事務局組織規則及び松山市教育委員会事務局職務権限規則の一部改正について | 教育総務課 |
| 日程第 2 | 議案第 8 号 | 松山市教育委員会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について | 教育総務課 |
| 日程第 3 | 議案第 9 号 | 松山市立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する者の通学区域に関する規則の一部改正について | 学校教育課 |
| 日程第 4 | 議案第 10 号 | 松山市招致外国青年任用規則の一部改正について | 学校教育課 |
| 日程第 5 | 議案第 11 号 | 松山市立学校管理規則の一部改正について | 学校教育課 |
| 日程第 6 | 議案第 12 号 | 松山市学校運営協議会規則の一部改正について | 学校教育課 |
| 日程第 7 | 議案第 13 号 | 松山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について | 保健体育課 |
| 日程第 8 | 議案第 14 号 | 令和 8 年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について | 保健体育課 |
| 日程第 9 | 議案第 15 号 | 公民館長・館長補佐の退任及び任命について | 地域学習振興課 |
| 日程第 10 | 議案第 16 号 | 公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について | 地域学習振興課 |
| 日程第 11 | 議案第 17 号 | 松山市庚申庵史跡庭園条例施行規則及び松山市一草庵条例施行規則を廃止する規則の廃止について | 文化財課 |
| 日程第 12 | 報告第 2 号 | 公民館長補佐の退任について | 地域学習振興課 |
| 日程第 13 | 報告第 3 号 | 公民館運営審議会委員の退任について | 地域学習振興課 |
| 日程第 14 | 報告第 4 号 | 松山市青少年育成支援委員の退任について | 教育支援センター 事務所 |
| 日程第 15 | 説明事項 | 教育委員会事務局の人事異動について | 教育総務課 |

○出席委員（5名）

前田昌一教育長、緒方義彦委員、田中ひとみ委員、河原成紀委員、芳野玲子委員

○出席職員（17名）

白石事務局長、野口学校教育担当次長、百田社会教育担当次長、眞鍋教育施設担当次長、大石子規記念博物館長、石川教育総務課長、茅田学校教育課長、山木学校教育課教職員担当室長、大角教育研修センター事務所、中村保健体育課長、毛利地域学習振興課長、越智教育支援センター事務所長、池内中央図書館事務所長、佐保学習施設課長、岡平学習施設課専任課長、岸文化財課長、中津子規記念博物館次長

○事務局（7名）

東島教育総務課主幹、野瀬教育総務課主査、松田学校教育課主幹、大野学校教育課主幹、青木学校教育課主幹、大澤学校教育課副主幹、奥村保健体育課主幹

○傍聴者（0名）

(石川課長)

御起立をお願いします。
一同、礼。
御着席ください。

(教育長)

ただいまから、令和8年第4回松山市教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

まず、本日の会議録署名人に、緒方委員を指名いたします。

それでは、議事に移ります。

日程第1 議案第7号「松山市教育委員会事務局組織規則及び松山市教育委員会事務局職務権限規則の一部改正について」を議題といたします。

石川教育総務課長から説明を求めます。

(石川課長)

教育総務課の石川です。よろしく申し上げます。

当日配布分の資料の1ページをお願いします。

議案第7号「松山市教育委員会事務局組織規則及び松山市教育委員会事務局職務権限規則の一部改正について」御説明いたします。

今回の改正は、法改正等要因による大きな改正はありませんが、教育委員会組織規則の事務分掌及び職務権限規則の課長の個別専決事項について、部活動の「地域展開」を、組織規則の保健体育課の事務分掌及び職務権限規則の保健体育課長の個別専決事項に明記しています。

また、後ほどの議案にもございますが、文化財課所管の「庚申庵」と「一草庵」が市長部局に移管となることから、これに関する内容を組織規則の文化財課の事務分掌と職務権限規則の文化財課長の個別専決事項から削除しています。

また、松山市職務権限規則が改正され、令和8年度から所属職員の年次休暇及び特別休暇の夏季休暇の承認が課長の共通専決事項となることに伴い、人事課長の専決事項の変更と同様に、教育総務課長の個別専決事項も改正するものとなっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろし

くお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

意見等もないようですから採決いたします。

議案第7号「松山市教育委員会事務局組織規則及び松山市教育委員会事務局職務権限規則の一部改正について」を原案どおり決定することについて御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第2 議案第8号「松山市教育委員会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

石川教育総務課長から説明を求めます。

(石川課長)

教育総務課の石川です。よろしく申し上げます。

資料の1ページをお願いいたします。

議案第8号「松山市教育委員会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について」御説明いたします。

令和8年3月議会にて、行政手続のデジタル化を推進するための各種規定を定めた「松山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」が一部改正されました。

これに伴い、教育委員会規則が例による規定としている「市長等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」も規則名を含め改正されることから、教育委員会規則も改正するもの

です。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

意見等もないようですから採決いたします。

議案第8号「松山市教育委員会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について」を原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第3 議案第9号「松山市立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する者の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

茅田学校教育課長から説明を求めます。

(茅田課長)

学校教育課の茅田です。よろしく申し上げます。

議案書3ページをお願いいたします。

議案第9号「松山市立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する者の通学区域に関する規則の一部改正について」御説明いたします。

今回の一部改正は、新年度の特別支援学級の新設及び廃止に伴い、通学区域の適正化を図るため提出するものです。

なお、令和8年度の特別支援学級については、12学級の新設が内定しています。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく

お願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

意見等もないようですから採決いたします。

議案第9号「松山市立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する者の通学区域に関する規則の一部改正について」を原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第4 議案第10号「松山市招致外国青年任用規則の一部改正について」を議題といたします。

茅田学校教育課長から説明を求めます。

(茅田課長)

学校教育課長の茅田です。よろしく申し上げます。

議案書11ページをお願いいたします。

議案第10号「松山市招致外国青年任用規則の一部改正について」御説明いたします。

松山市教育委員会では、児童生徒に生きた英語に触れる機会を提供するため「語学指導等を行う外国青年招致事業JETプログラム」を活用し、外国語指導助手、いわゆるALTを任用しており、勤務条件等の必要な事項について、松山市招致外国青年任用規則により定めています。

今回の改正内容は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、会計年度任用職員である外国語指導助手のALTと他の会計年度任用職員との勤務条件の均衡を保つため、外国語指導助

手の育児休業等に係る部分休業に関し、現行の1日につき2時間以内の部分休業に加え、1年につき10日相当分を取得できる「第2号部分休業」を制定するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

意見等もないようですから採決いたします。

議案第10号「松山市招致外国青年任用規則の一部改正について」を原案どおり決定することについて御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第5 議案第11号「松山市立学校管理規則の一部改正について」を議題といたします。

茅田学校教育課長から説明を求めます。

(茅田課長)

学校教育課の茅田です。よろしく申し上げます。

議案書15ページをお願いいたします。

議案第11号「松山市立学校管理規則の一部改正について」御説明いたします。

今回の一部改正は、愛媛県条例である教育職員の給与等に関する特別措置条例等が改正され、指導改善研修被認定者、すなわち、指導が不適切であると認定された教育職員について、教職調整額の支給対象外となり、超勤代休時間の規定が設けられたことで、規則第18条に規定する「休日」

「休日の代休日」以外にも、「正規の勤務時間において勤務を要しない期間」が生じることとなったため、愛媛県立学校管理規則の規定に合わせて、同様の文言を追加するほか、学校教育法の改正により、条項を整備する必要が生じたため提出するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御質問等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

質問等もないようですから採決いたします。

議案第11号「松山市立学校管理規則の一部改正について」を原案どおり決定することについて御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第6 議案第12号「松山市学校運営協議会規則の一部改正について」を議題といたします。

茅田学校教育課長から説明を求めます。

(茅田課長)

学校教育課の茅田です。よろしく申し上げます。

議案書17ページをお願いいたします。

議案第12号「松山市学校運営協議会規則の一部改正について」御説明いたします。

今回の一部改正は、委員を推薦する対象学校の校長からの要望を踏まえ、学校運営協議会の委員定数を引き上げるため、提出するものです。現行規則は、委員定数を10人以内としていましたが、

20人以内に引き上げます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はありませんか。

(一同)

なし

(教育長)

意見等もないようですから採決いたします。

議案第12号「松山市学校運営協議会規則の一部改正について」を原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第7 議案第13号「松山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

中村保健体育課長から説明を求めます。

(中村課長)

保健体育課の中村です。

配布資料の19ページをお願いします。

議案第13号「松山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」御説明させていただきます。

本市では、学校保健安全法に基づき、松山市立の幼稚園と小中学校に学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を配置しており、学校医等の公務上の災害については、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等に基づき、松山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等により、補償に関し必要な事項を定めています。

今回の施行規則の一部改正は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令及び同政令施行規則の改正に伴い、本規則で定める様式を修正し、また、これにあわせて、所要の規定の整備を図ることとしたものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はありませんか。

(一同)

なし

(教育長)

意見等もないようですから採決いたします。

議案第13号「松山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」を原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第8 議案第14号「令和8年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」を議題といたします。

中村保健体育課長から説明を求めます。

(中村課長)

保健体育課の中村です。

配布資料の33ページをお願いします。

議案第14号「令和8年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」御説明させていただきます。

学校保健安全法第23条の規定に基づき配置する松山市立の幼稚園と小中学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師は、松山市医師会等から推薦され

た方々を、年度毎に委嘱しています。

学校医等の氏名につきましては、34ページから37ページに学校番号順に示してあります委嘱一覧表のとおりですが、「学校医」の内科、眼科、耳鼻科、「学校歯科医」「学校薬剤師」の合計で配置人数574名、実人数は387名となっています。

また、委嘱の期間につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

意見等もないようですから採決いたします。

議案第14号「令和8年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」を原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第9 議案第15号「公民館長・館長補佐の退任及び任命について」を議題といたします。

毛利地域学習振興課長から説明を求めます。

(毛利課長)

地域学習振興課です。よろしくお願ひします。

お手元の資料39ページ、40ページをお願ひします。

議案第15号「公民館長・館長補佐の退任及び任命について」御説明いたします。

公民館長及び館長補佐は、社会教育法第28条第1項及び松山市公民館運営内規第4条第1号の

規定により教育委員会が任命することとなっています。

今回、東雲公民館の館長及び館長補佐、北条公民館の館長補佐より一身上の都合により令和8年3月31日付で退職願が提出されたため、その3人の退任を承認するとともに、それぞれの後任の方に加え、以前から空席であった正岡公民館及び北条公民館の館長、浮穴公民館及び宮前公民館の館長補佐について、各地区の選考委員会から推薦のあった方、合わせて7名の方を任命するものです。

なお、任期は令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

意見等もないようですから採決いたします。

議案第15号「公民館長・館長補佐の退任及び任命について」を原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第10 議案第16号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

毛利地域学習振興課長から説明を求めます。

(毛利課長)

地域学習振興課です。よろしくお願ひします。

お手元の資料41ページ、42ページをお願ひしま

す。

議案第16号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」御説明いたします。

公民館運営審議会委員は、社会教育法第30条及び松山市公民館条例第3条により教育委員会が委嘱することとなっています。

今回、公民館運営審議会委員のうち7名が退任し、新たに4名の委員を委嘱するものです。

退任される方は、各種団体の役員改選や一身上の都合により、3月31日付で辞任願が提出されたものです。

また、委嘱を予定している方は先ほどの退任者の後任の方であり、任期は令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。

なお、後任者が未定の委員については、4月以降に公民館から推薦される予定です。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

意見等もないようですから採決いたします。

議案第16号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第11 議案第17号「松山市庚申庵史跡庭園条例施行規則及び松山市一草庵条例施行規則を廃止する規則の廃止について」を議題といたします。

岸文化財課長から説明を求めます。

(岸課長)

文化財課の岸でございます。よろしく願いいたします。

議案書43ページをお願いいたします。

議案第17号「松山市庚申庵史跡庭園条例施行規則及び松山市一草庵条例施行規則の廃止について」御説明いたします。

令和8年夏頃再建予定の愚陀佛庵と合わせ、教育委員会が現在所管している庚申庵史跡庭園と一草庵の三つの庵を所管するための、松山市庚申庵史跡庭園条例及び松山市一草庵条例の一部改正議案が市長部局から提出され、令和8年3月議会で可決されました。

これに伴いまして、庚申庵と一草庵に関する事務を市長部局へ移管するため、教育委員会規則を廃止するものです。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見、御質問等はありませんか。

(一同)

なし

(教育長)

意見等もないようですから採決いたします。

議案第17号「松山市庚申庵史跡庭園条例施行規則及び松山市一草庵条例施行規則を廃止する規則の廃止について」を原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第12 報告第2号「公民館長補佐の退任について」を議題といたします。

毛利地域学習振興課長から説明を求めます。

(毛利課長)

地域学習振興課です。よろしくお願ひいたします。

お手元の資料44ページ、45ページをお願ひします。

報告第2号「公民館長補佐の退任について」御説明いたします。

社会教育法第28条第1項及び松山市公民館運営内規第4条第1号の規定により任命しておりました、浮穴公民館安川幸代館長補佐より、一身上の都合により令和8年2月28日付で退職届が提出されました。

急施を要するため教育長の専決により処理しましたので、御報告申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第2号「公民館長補佐の退任について」御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

次に、日程第13 報告第3号「公民館運営審議会委員の退任について」を議題といたします。

毛利地域学習振興課長から説明を求めます。

(毛利課長)

地域学習振興課です。よろしくお願ひいたします。

お手元の資料46ページ、47ページをお願ひします。

報告第3号「公民館運営審議会委員の退任につ

いて」御説明いたします。

社会教育法第30条及び松山市公民館条例第3条により委嘱しておりました、難波公民館の運営審議会委員中野司朗氏から、ご本人の一身上の都合により、2月10日付で辞任届が提出されたものです。

急施を要するため教育長の専決により処理しましたので、御報告申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第3号「公民館運営審議会委員の退任について」御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

次に、日程第14 報告第4号「松山市青少年育成支援委員の退任について」を議題といたします。

越智教育支援センター事務所長から説明を求めます。

(越智所長)

教育支援センター事務所の越智です。よろしくお願ひします。

報告書48ページをお願ひします。

報告第4号「松山市青少年育成支援委員の退任について」御説明します。

青少年の非行防止及び健全育成の推進を目的に、市内各地で巡回活動を行う松山市青少年育成支援委員は、松山市教育支援センター条例施行規則第4条の規定により、教育委員会が委嘱しています。

この度、令和8年2月28日付けで、教育支援センター事務所の職員2名の退職に伴う松山市青少年育成支援委員の退任について、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定により、教育長の専決により処理しましたので、御報告申し上げます。

以上で、報告を終わります。よろしくお願いたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第4号「松山市青少年育成支援委員の退任について」御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

次に、日程第15 説明事項「教育委員会事務局の人事異動について」を議題といたします。

石川教育総務課長から説明を求めます。

(石川課長)

教育総務課です。よろしくお願いいたします。

本日、4月1日付の人事異動内示がございましたので、教育委員会事務局の課長級以上の異動について御説明いたします。

当日配布資料の8ページをお願いいたします。

部長、副部長級の異動についてですが、1行目、白石秀一教育委員会事務局長が福祉推進部長兼松山市福祉事務所に転任し、4行目、百田原純社会教育担当次長が昇任し、教育委員会事務局長を務めます。

次に、6行目、野口信隆教育委員会事務局学校教育担当次長が、坂の上の雲まちづくり部文化・スポーツ担当副部長に転任、その下、9行目、私石川は、学校教育担当次長兼教育総務課長を務め

ます。その下、今村雅臣文書法制課長が昇任し、教育委員会事務局社会教育担当次長に転任となります。

続きまして、課長級の異動についてですが、13行目、池内伸二中央図書館長事務所に坂の上の雲ミュージアム館長に、下から11行目、中村尚志保健体育課長がふるさと納税・経営支援課長に、その下、岡平都茂学習施設課専任課長が水産市場課長に、下から9行目、綿井隆則学校教育課主幹が昇任し教職員担当室長に、次に、下から6行目、今泉太郎主幹が昇任し教育研修センター事務所に、その下、大野裕和都市・交通計画課主幹が昇任し保健体育課長に、その下、門田功すすく支援課長が中央図書館事務所に、その下、栗原英弥議会事務局議事調査課長が文化財課長に、その下、伊藤彰規坂の上の雲ミュージアム館長が子規記念博物館長にそれぞれ転任となります。

次に、教育委員会の事務を補助執行しております子ども家庭部の関係職員の異動についてです。

8ページの2行目、中野朱美子ども家庭部子ども家庭センター長兼松山市福祉事務所次長が昇任し、健康医療部長に、その下、森本智恵総合政策部広報担当副部長が昇任し、子ども家庭部長に、7行目、水田隆敏道後温泉事務所に昇任し、子ども家庭部子ども・子育て担当副部長兼松山市福祉事務所次長兼子どもえがお課長に、その下、奥村高史子どもえがお課長が昇任し、子ども家庭部子ども家庭センター長兼松山市福祉事務所次長に、真ん中の方になります、16行目、野本幸司人事課主幹が昇任し、保育・幼稚園課長にそれぞれ転任となります。

次に、14ページをお願いします。

役職定年者についてですが、下から2行目、中津淳子規記念博物館次長が三津浜図書館長に、その下、岸洋三文化財課長が文化財課主幹にそれぞれ転任します。

次に、23ページをお願いします。

1行目、大石和可子子規記念博物館長は、今年度末をもって退職となります。

次に、解派遣者についてですが、4行目の山木栄二学校教育課教職員担当室長が坂本小学校長に、その下、大角秀則教育研修センター事務所に、拓南中学校長にそれぞれ転任します。

以上、課長級以上の異動を説明いたしました

が、教育委員会事務局全体の人事異動については、お手元の名簿でご確認いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御質問等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

特に意見等もないようでございます。

本日予定の日程は以上となりますが、委員の皆様から何か御意見や御質問などはございませんか。

(緒方委員)

年度末になりましたので、教育委員会の仕事と言いますと、市民の方には学校教育の方が主のように思われているんですけども、実際は学校教育のみならず社会教育、そして、文化財、図書館、子規記念博物館など全ての課をここで申し上げることはできないんですけども、多岐に渡って仕事をしています。

そういう中で、今年度一年間一緒にお仕事をさせていただいたんですけども、皆さんそれぞれの立場で真摯に仕事をされ、色々な成果を上げてこられたと思います。

先ほどの人事異動では、新しい職場に行かれる方、そして離職される方、様々であると思いますが、また新しいところで、御活躍を祈念しております。一年間、どうもありがとうございました。

(教育長)

他にございませんか。

それでは、私の方から一言だけ。

先ほど、緒方委員さんにもおっしゃっていただきましたが、この一年間本当にお疲れ様でございました。

今日の人事異動の内示の時に、市長の言葉でも

あったんですが、人事異動ではどこに行くかではなく、何をするかということを考えて仕事をしてくださいと、そのことを職員さんに伝えてくださいということでございます。

配置換えになった方につきましては、御自身の思うことと違うこともあるかもしれませんが、行った先が問題ではなく行ったところで何をするか、そこをよく考えてこれから頑張ってくださいと思います。

そして、ご退任される方は本当にお疲れ様でございました。また新しい人で頑張ってくださいと思いますし、それぞれの新しい道で、ここで培ったものを生かしていただけたらと思います。本当にこの一年間ありがとうございました。

(教育長)

ほかにございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、特に御質問等ないようでございますので、以上をもちまして、本日予定の日程は終了いたします。

これを持ちまして、令和8年第4回臨時会を閉会いたします。

(石川課長)

御起立をお願いします。

一同、礼。